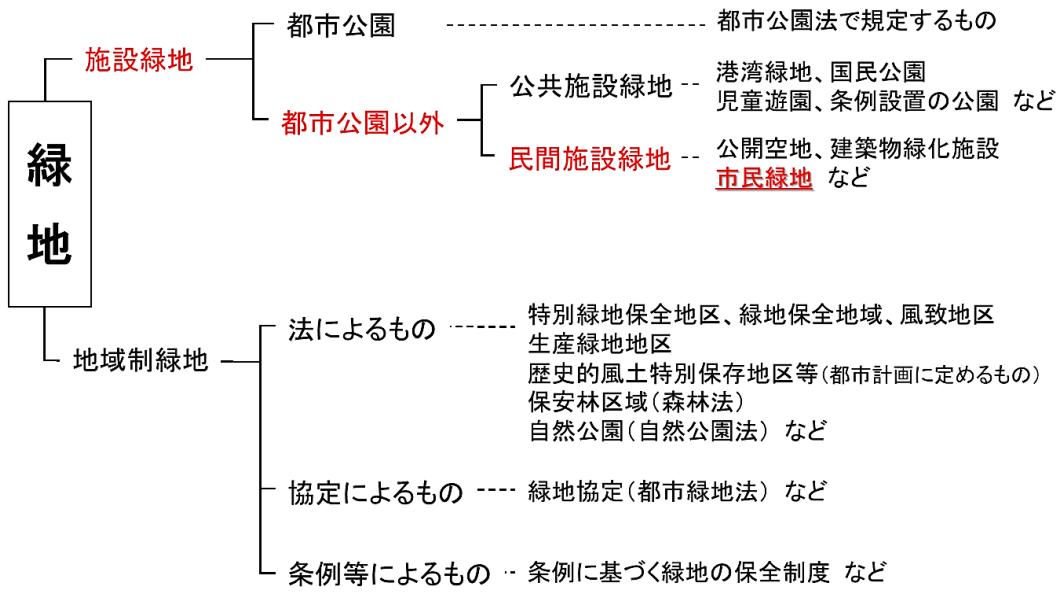


市民緑地とは

市民緑地とは、都市緑地法に基づき、土地や建築物等に設置される、住民の利用に供する緑地または緑化施設であり、制度上、以下の2つの手法により設けられる。



①地方公共団体又はみどり 法人等が土地等の所有者と契約を締結して設置管理するもの
(市民緑地契約制度／都市緑地法第55条)

②民間主体が市区町村長による認定を受けた市民緑地設置管理計画に基づき設置管理する もの
(市民緑地設置管理計画の認定制度／都市緑地法第60条)

(国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 HP等より)

		市民緑地認定制度	市民緑地契約制度
制度の根拠	制度の根拠	都市緑地法第60条 緑化地域又は緑化重点地区の区域内の土地等に住民等の利用に供する緑地又は緑化施設(市民緑地)を設置し、これを管理しようとする者は、国土交通省令に定めるところにより、当該市民緑地の設置及び管理に関する計画を作成し、市町村長の認定を申請することができる。	都市緑地法第55条 地方公共団体又は緑地保全・緑化推進法人は、良好な都市環境の形成を図るために、都市計画区域又は準都市計画区域内における土地等の所有者の申出に基づき、当該土地等の所有者と契約を締結して、当該土地等に住民の利用に供する緑地又は緑化施設を設置し管理することができる。
制度の目的	制度の目的	都市部の未だ都市公園が不足する地域において、空き地等を活用して民間主体が住民の利用に供する緑地を設置・管理するもの。	都市公園の整備と併せて民有地の緑化や残された緑地の保全を図るとともに、これらを住民の利用に供する緑地として確保するため、地方公共団体等が設置・管理するもの。
制度の内容	指定される地域	緑化地域又は 緑化重点地区	都市計画区域又は 準都市計画区域
	設置・管理主体	主体民間主体(みどり法人を含む)	地方公共団体又はみどり法人
	面積		300m ² 以上
	設置・管理期間		5年以上
税制措置	税制措置	・みどり法人が市民緑地設置管理計画に基づき設置する市民緑地の土地に係る固定資産税・都市計画税の軽減 (無償貸付及び自己保有に限る) ※最初の3年間、原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定) ※令和3年3月31までの時限措置	・地方公共団体に無償で貸し付ける場合、固定資産税の非課税 ※みどり法人に貸し付ける場合は課税対象 ・相続税の2割評価減

(LIFULL HOME'S PRESS HPより)

千葉市の例（千葉市HPより）

市民緑地とは

市街地及びその周辺の樹林地の所有者と千葉市が契約を締結し、身近な自然とのふれあいの場を市民に公開する制度です。（都市緑地法）本市ではさらに、所有者と市民団体と市の3者で協定を結び、市民団体による管理運営を行っています。

市民緑地の活動に参加しませんか

本市では、市民緑地の管理運営を行う市民団体を維持管理団体として位置付け、緑地の清掃や草刈を委託しています。維持管理団体を構成するのは地元町内会や老人会のほか、有志など様々です。自然観察会や音楽会などのイベントを行っている維持管理団体もあります。市民緑地の管理運営に参加してみたい方や近所の荒れた緑地についてお困りの方、所有する緑地の管理が行き届かずお困りの方は公園管理課緑地保全班までご連絡ください。

市民緑地の設置状況

本市では、令和6年1月10日現在、市内に17箇所、約18.4haの市民緑地を設置しています。

市民緑地契約制度（国交省HPより）

地方公共団体又はみどり法人が、土地等の所有者と契約を締結して、市民緑地（土地又は人工地盤、建築物その他工作物に設置される、住民の利用に供する緑地又は緑化施設）を設置管理する制度です。

（都市緑地法第55条）

制度の概要

対象となる土地・契約期間など

都市計画区域内の300m²以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象となります。

特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象となります。

契約期間は5年以上です。

契約の内容

締結する契約の内容は次のとおりです。

■市民緑地契約の対象となる土地等の区域 ■市民緑地の管理の方法に関する事項

■市民緑地の管理期間 ■契約に違反した場合の措置

△市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項

△緑化施設の整備に関する事項（人工地盤・建築物などの場合）

（△については、必要に応じて定めます。）

市民参加型の管理が推進されています

制度のメリット

市民緑地契約制度は、次のメリットがあります。

・地方公共団体やみどり法人が緑地の管理を行うことにより、管理の負担が軽減されます。

・次の優遇税制により、土地の所有コストを軽減できます。

　◦契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減となります。

　◦土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税となります。

・一定面積以上の市民緑地については緑地の公開に必要な施設の整備が社会資本整備総合交付金の対象となります。